

(案)

仕 様 書

1 件名

港区地球温暖化対策地域推進計画策定のための基礎調査業務委託

2 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

港区役所本庁舎（所在地：港区芝公園一丁目 5 番 25 号）

4 目的

区では、2018（平成 30）年 2 月に「港区地球温暖化対策地域推進計画」（以下「現行計画」という。）を見直し、地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出抑制に向け、2020（平成 32）年度の二酸化炭素排出量を基準年度である 2007～2009（平成 19～21）年度の平均に対し、計画計上する施策を着実に実施することにより、国の削減目標水準であるマイナス 6.8%の水準とする目標を設定した。また、中期の目標として、2030（平成 42）年度の二酸化炭素排出量を基準年度の平均に対し、東京都の削減目標水準であるマイナス 37%の水準の目標とした。

現行計画の期間は、2020（平成 32）年度までとしているが、港区は東京都内の区市町村で最も多くの二酸化炭素を排出しており、現行計画の目標について、基準年度が国の地球温暖化対策計画と同じ 2013（平成 25）年度の場合、施策の推進によって、2020（平成 32）年度では約 45 万 t-CO₂/年の削減で達成できるものの、中期目標である 2030（平成 42）年度では約 170 万 t-CO₂/年の削減が必要となり、目標の達成が容易ではないことが想定される。

また、東京の年平均気温は、世界の年平均気温に比べ大きく上昇傾向にあり、23 区の熱中症患者数と熱帯夜・猛暑日の関係性が強まる中、平成 30 年 12 月に「気候変動適応法」が施行され、温室効果ガスの削減等の緩和策に加え、暑熱対策等の気候変動への適応策の重要性が増している。

そのため、社会経済情勢の変化に加え、温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量並びに気候変動への影響等の気候変動をめぐる国、国際的な環境面の動向に適切に対応するとともに、気候変動適応法の趣旨等を踏まえた、更なる地球温暖化の防止・軽減と気候変動への適応に向け、次期計画に計上する施策の充実・強化することなどを目指し、2020 年度に行う「港区地球温暖化対策地域推進計画」の策定を円滑に行うために必要な情報についての基礎調査を実施することを目的とする。

5 業務内容

以下の業務の具体的な実施方法については、発注者と協議の上、決定するものとする。

(1) 計画準備

業務の実施に先立ち、円滑かつ効率的、効果的に業務を進めるため、委託目的及び委託内容を踏まえ、発注者との十分な打合せを行い、業務実施方針や体制、工程等を検討し、次の書類を提出すること。なお、業務実施中に次のイ、ウ及びエについて、変動があった場合は、速やかに修正版を提出すること。

- ア 業務実施方針
- イ 業務実施体制表
- ウ 業務工程表
- エ 業務実施計画書

(2) 調査

2020年度に実施する「港区地球温暖化対策地域推進計画」の策定に必要な基礎的な情報として、現行計画を参考としつつ、自然的社会的条件、気候変動、気候変動による影響及び気候変動への適応に関する情報、その他自然環境に関する事項並びに区民・事業者のそれらの意識について、データ収集、整理及び分析を行う。なお、情報の性質により、発注者と協議の上、対象範囲を決定するもの（以下「・」の項目）に加え、2030年度までの将来推計を含めて行うもの（以下「○」の項目）とする。

ア 自然的条件

- ・地形（台地、低地、河川、運河）、気象状況（気温、湿度）
- ・樹木被覆地、草地、屋上緑地等の緑（分布、面積）、緑被率
- 再生可能エネルギー資源等の地域資源の賦存状況、再生可能エネルギーによる二酸化炭素排出削減ポテンシャル、再生可能エネルギー設備の導入実態

イ 社会的条件

- 温室効果ガス排出量、エネルギー消費量（総量及び部門・分野別の値、電力の二酸化炭素排出係数※エネルギー消費量を除く）の動向
- 人口動態（人口、世帯数、世帯構成、昼間人口、夜間人口）の動向
- 土地利用面積（低層・高層建築物、事務所、店舗、住宅、工場等）の動向
- 建物利用（延べ面積、地球温暖化対策の取組、東京都建築物環境計画書の対象となる大規模建築物における ERR 値の算定に用いた基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量、東京都排出総量削減義務と排出量取引制度の対象となる大規模事業所における二酸化炭素排出量及び各事業所の削減量）の状況
- 産業構造（産業分類、事業所数）、工業動向（従業員数、製造品出荷額等）

- 交通（自動車交通量、自動車保有台数、鉄道数及び乗車数、バス路線・種類及び乗車数、自転車シェアリング）の状況
 - ・都市機能の集約（人口密度と自家用車・カーシェアリング及び公共交通機関の利用による二酸化炭素排出量との関連性）の状況
 - ・電気自動車充電スタンド及び水素ステーション設置状況
 - ・地域冷暖房導入区域における二酸化炭素排出量の削減状況
- 廃棄物（ごみ量及び資源回収量、資源化率）の状況
 - ・地区別のヒートアイランド現象の状況、風の道の状況
 - ・水害（大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量の増大に伴う水害の頻発度・激甚化）の状況
 - ・高潮・高波（海面上昇や強い台風による浸水被害、海岸浸食）の状況
 - ・土砂災害（土砂災害の発生頻度や計画規模を超える土砂移動現象）の状況
 - ・暑熱（夏季の熱波、熱中症搬送者数及び死亡者数）の状況
 - ・感染症（感染症を媒介する蚊の発生状況、感染症罹患者数）の状況
 - ・国際社会（COP、IPCC、パリ協定、SDGs等）の動向
 - ・国（法令、計画、方針）及び東京都（条例、施策、計画）の動向
 - ・区民、事業者への地球温暖化等に関する意識調査（区民アンケート：住民基本台帳から無作為抽出 2,000 人、事業者アンケート（大・中小企業）：大企業 200 件程度、中小企業 300 件程度）

（3）現行計画の進捗状況の整理・分析及び削減見込みの検証

ア 現行計画の進捗状況の整理・分析

発注者が提供する現行計画の進捗管理に関する資料等を基に、各部門・分野及び各施策の進捗状況並びに削減見込みの達成状況を整理し、特に達成状況の芳しくない部門・分野及び施策について要因を分析すること。

イ 削減見込みの検証

（ア）区域内

現行計画策定後の電力排出係数の動向、排出原単位等に関する情報収集を行い、各施策の削減見込みの算定根拠・算定方法を検証する。これを基に、電力排出係数が大きく変動した場合の削減量算定及び削減目標の達成状況の評価の考え方を整理すること。また、整理した内容を基に、削減見込みの算定方法について、検証すること。

（イ）区域外

区域外に波及する性質の施策について、削減効果・算定方法を検証すること。

（4）国、東京都及び 23 区の目標の整理

国の地球温暖化対策計画、東京都及び 23 区の地方公共団体実行計画（区域施策編）の目標の整理並びに各計画の目標年度を同年度とした場合の換算目標値を整理すること。

(5) 目標策定の方向性の提案

ア 温室効果ガス総量削減目標

2020 年度に策定する「港区地球温暖化対策地域推進計画」の削減目標の方向性について、項番 5 (2) から (4) までを踏まえ、提案すること。

イ 温室効果ガス総量削減目標以外の目標

地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法並びに区の地域特性を踏まえ、項番 5 (5) ア以外の目標を提案すること。なお、提案に当たっては、区域内に加え、区域外の目標についても検討し提案すること。

(6) 施策によるコベネフィットの検証

持続可能な開発目標「SDGs」の目標を踏まえ、区内の自然的経済的社会的状況が持続可能な状態となることを目指し、区の地球温暖化対策（緩和策及び適応策）による温室効果ガスの排出抑制等の本質的な効果に加えて得られる、健康・福祉や防災、雇用の創出、行財政コストの削減、環境保全などのコベネフィット（副次効果）について、検証すること。

(7) 効果的な施策の提案

項番 5 (5)、(6) に基づき区が考える目標の達成と気候変動による影響への適応に向け、対策を強化すべき部門・分野と強化・拡充又は見直しが必要な施策について、項番 5 (2) から (6) を踏まえ、整理・検証の上、効果的な施策となるよう、新規施策を含め提案すること。

(8) 目指すべき将来像において踏まえるべき基本的事項の整理

項番 5 (2) から (7) の結果を踏まえ、2020 年度における区が目指すべき将来像について、2020 年度に策定する「港区地球温暖化対策地域推進計画」を検討していく上で踏まえておくべき基本的事項(現状のまとめや課題等)を整理する。また、この整理から区が考える目指すべき将来像についての素材を作成する。

(9) 2020 年度当初から着手する「港区地球温暖化対策地域推進計画」の策定を円滑に行うため、発注者が作成する資料について協力すること。

(10) 打合せ

業務遂行に当たり、成果品に関する打合せを月 1 回程度、定期的に行うこと。

6 発注者との協力体制

(1) 受注者の業務担当者は、業務の実施に当たり、実施方法等について発注者と協議の上、実施するものとする。なお、実施は迅速かつ円滑な対応を図ること。

(2) 受注者の業務担当者は、発注者の担当職員との十分な意思疎通を図るものとする。

(3) 受注者の業務担当者について、本業務に係るプロポーザルの関係書類提出時に示した平成 31 年度の手持ち業務量を順守するとともに、発注者から発注者との連携・協力に支障があると判断された場合には、受注者の管理監督者は早急に担当者の変更等の対応策を講ずること。

7 成果品

上記、項番5の業務内容の成果品、納期及び納品方法は、以下のとおりとする。
なお、詳細な納期及び納品方法については、別途、協議の上、決定する。

成果品	納期	納品方法
2020年度に実施する「港区地球温暖化対策地域推進計画」策定のための基本的な方向性（案）に関する報告書	平成31年8月30日（金）	①A4用紙製本版6部（概要版を含む） ②Word等の電子データ （分析に用いた計算式や図表等のデータを含む。）
環境審議会用調査結果報告書	平成32年2月28日（金）	①A4用紙製本版30部（概要版を含む） ②Word等の電子データ （分析に用いた計算式や図表等のデータを含む。）
環境審議会後調整版調査結果報告書	平成32年3月31日（火）	①A4用紙製本版3部（概要版を含む） ②CD-R等による電子データ1式 （分析に用いた計算式や図表等のデータを含む。）

8 著作権等

本契約により作成した成果品等の著作権は発注者が有するものとする。

9 支払方法

業務履行確認後に、一括払いとする。

10 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、本業務委託履行上得られたデータ及び情報等について、発注者の許可無くして第三者に知らせてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。また、他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の承認などを得ること。

- (5) 受注者は、個人情報について、別紙、「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (6) 受注者は、本業務委託履行に際して「港区情報安全対策指針」を遵守すること。
また、受注者は発注者が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応すること。点検作業には、情報セキュリティ監査等が該当する。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (8) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。
また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。

11 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成 21 年 3 月 27 日付改正 20 環車規第 837 号）」に規定する評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。

12 賠償責任

本業務の履行にあたり発生した損害は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

13 その他

- (1) 業務の実施に際し、業務日程及び業務内容については事前に発注者と打ち合わせを行うこと。

- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義等が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務で、受注者が発注者に提出する資料の作成及び提出にかかる費用は、受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、発注者又は本業務の遂行に関係する者と打合せ等を行った際は、その都度速やかに打合せ記録を作成し提出すること。

14 担当

港区環境リサイクル支援部環境課地球温暖化対策担当 金子、桐本

電話 03-3578-2564

FAX 03-3578-2489

個人情報等取扱いに関する特記事項

(適正な管理)

第1条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前条の義務を遵守させなければならない。

(再委託)

第4条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合に限り、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせることができる。

第5条 受注者は、受託した事務について前条の規定により他に委託し、又は請け負わせるときは、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、発注者は、受注者が再委託先に対して適切な監督を行っているかを監督するものとする。

(第三者への提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(委託された事務以外への使用の禁止)

第7条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を、委託された事務以外の用途に使用してはならない。

(加工、再生等の禁止)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(返還及び廃棄の義務)

第10条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

第11条 前条の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう善良なる管理者の注意をもって焼却又は裁断等により処分しなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第12条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたとき、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等の実地調査に対応すること。

(監査・検査への協力等)

第 13 条 発注者は、受注者に事前に通知し、受注者の承諾を得た上でいつでも、受注者の業務に支障を生じさせない範囲内において、個人情報の管理状況等について監査・検査を実施することができる。受注者は、合理的事由のある場合を除き、発注者又は発注者の指定した者の監査・検査に協力しなければならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第 14 条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は怠った場合は、港区長の附属機関である港区個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第 15 条 前条の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

(第 16 条から第 21 条の条文は、「特定個人情報 (※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第 16 条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業員の明確化)

第 17 条 受注者は、特定個人情報を取扱う従業員並びにその役割を指定し、事前に従業員名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業員への教育訓練及び監督)

第 18 条 受注者は従業員に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第 19 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第 20 条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第 21 条 受注者及び発注者は、第 13 条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第 22 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、施錠できるロッカー等に保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第 23 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。